

南房総市環境基本条例の構成

前文 条例策定に至る時代的・社会的背景や市・事業者・市民等が協働し環境へ保全と創造に努めていく決意を明らかにし、条例策定の目的を強調するため前文を規定しています。

第1章 総則

目的（第1条）

- 市・事業者・市民等の責務の明確化
- 環境の保全と創造に関する基本事項
- 施策の総合的かつ計画的な推進
- 現在と将来の市民の良好な環境の確保の寄与

定義（第2条）

- 「環境への負荷」
- 「地球環境保全」
- 「公害」

基本理念（第3条）

- 健全で良好な環境の確保と将来の世代への継承
- 公平な役割分担、循環型社会の構築
- 地域特性を生かした人と自然の共生
- 地球環境保全の積極的な推進

市の責務（第4条）

- 地域に応じた施策の策定、実施

環境状況等の公表（第8条）

- 環境の現状
- 施策の実施状況

事業者の責務（第5条）

- 環境への配慮
- 公害防止、自然環境保全、廃棄物適正処理
- 製品への環境配慮、再生資源の使用等
- 積極的な取組、市の施策への協力

市民・滞在者の責務

（第6・7条）

- 日常生活での環境への配慮
- 公害防止、自然環境保全
- 積極的な取組、市の施策への協力

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策等

環境基本計画の策定（第9条）

市の施策の策定等に当たっての配慮（第10条）

環境の保全上の支障を防止するための規制（第11条）

環境の保全と創造に関する協定の締結（第12条）

環境の保全と上の支障を防止するための経済的措置

（第13条）

環境の保全と創造に関する施設の整備その他の事業の推進

（第14条）

環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進等

（第15条）

市民等の意見の反映（第16条）

環境の保全と創造に関する学習の推進（第17条）

民間団体等の自発的な活動を促進するための措置（第18条）

情報の提供（第19条）

調査の実施（第20条）

監査等の実施（第21条）

第3章 地球環境保全の推進

地球環境保全の推進（第22条）

第4章 環境の保全と創造の推進体制等

環境の保全と創造の推進体制の整備（第23条）

国及び他の地方公共団体との協力（第24条）

第5章 環境審議会

審議会（第25条）